

研究論文

紫香樂宮内裏南門の再検討

小谷徳彦

要 旨

宮町遺跡で出土した柱根の伐採年代が、年輪年代法によって 742～743 (天平 14～15) 年と判明するとともに、1983 (昭和 58) 年度から継続的に実施された発掘調査によって、宮町遺跡に紫香樂宮の中心部が存在したことが明らかとなった。2002 (平成 12) 年の第 28 次以降の調査では、計画的に配置された大型建物を複数検出し、計画変更を伴う紫香樂宮の造営過程も見えてきた。

しかし、宮町遺跡の発掘調査成果は、2023 (令和 5) 年 9 月刊行の報告書 I まで正式な報告がなされず、遺構の詳細を十分に検討できていなかった。特に、紫香樂宮の造営過程を考えるうえで重要な内裏南門 SB292500 は、従来、桁行 5 間、梁行 2 間の門と考えられてきたが、報告書 I では桁行 5 間、梁行 1 間の門であると解釈した。報告書 I では紙幅の都合もあり、SB292500 の再検討の過程を記載することができなかったため、本稿において詳細を述べる。

そのうえで、ほかの都城遺跡や官衙遺跡などで検出されている桁行 3 間以上、梁行 1 間の門の事例と比較し、宮町遺跡 SB292500 の妥当性と性格を考える。本稿は、宮町遺跡の発掘調査で検出した遺構の検討過程を示すことで、今後の紫香樂宮研究に寄与することを目的としている。

キーワード：紫香樂宮、宮町遺跡、内裏南門

はじめに

宮町遺跡は、甲賀市信楽町の北端部に位置する。昭和 40 年代に行われたほ場整備の際に柱根が出土した。後に、年輪年代法によって 742～743 (天平 14～15) 年に伐採された柱根であることが判明し (奈文研 1990)、紫香樂宮の候補地として注目を集めた。周知のとおり、紫香樂宮は恭仁宮の離宮として 742 (天平 14) 年から造営が開始されており、柱根の伐採年と一致する。

しかし、1926 (大正 15) 年に国史跡に指定された紫香樂宮跡は、宮町遺跡ではなく、「内裏野」という小字が残る丘陵上の遺跡であった¹⁾。そこには礎石が残り、多くの古瓦が現在でも散布している。

その後、「内裏野」で行われた調査の結果、「内裏野」に残る遺構は寺院跡であることが判明し (肥後 1931)、紫香樂宮の所在地は長年、謎につつまれていた。1983 (昭和 58) 年度から始まった宮町遺跡の発掘調査において、多くの木簡が出土し、2002 (平成 12) 年の第 28 次調査以降、計画的に配置された大型建物を複数検出したことにより、紫香樂宮の中心部が宮町盆地に所在することが確実視されるようになった (図 1)。

しかし、宮町遺跡の発掘調査成果については、これまで正式な報告書が刊行されておらず、遺構の詳細を十分に検討できていなかった²⁾。そのため、2023 (令和

5) 年 9 月に刊行した報告書 (以下、報告書 I とする。) の作成過程で、従来と異なる解釈に至った遺構もある。特に、紫香樂宮の造営過程を考えるうえで重要な内裏南門 SB292500 は、紙幅の都合もあり、報告書 I で再検討の詳細な過程を記載できなかった。本稿において、その検討過程を述べておきたい。

1. 内裏南門の検出状況

SB292500 は、宮町遺跡第 29 次調査で検出した掘立柱東西棟建物である。従来、桁行 5 間 (14.5m)、梁行 2 間 (5.9m) の門として報告され、「五間門」³⁾ と呼称されていた (鈴木 2013、247–249 頁)。しかし、これまでに公表されている遺構図を詳細に確認すると、梁行 2 間と報告されているものの、南側柱列は検出されていない⁴⁾。この点については、SB292500 のすぐ南側に後世の東西方向の素掘溝 SD292202 があり、この素掘溝によって南側柱列はすべて削平されたと考えられてきた⁵⁾。

報告書 I の作成にあたって、改めて検出状況を確認し、SB292500 の南側柱列の有無について再検討を試みた。検討手法は、SB292500 が梁行 2 間である場合、梁行の柱間寸法が等間で、図 2 の平面図に示した柱穴 P7～12 が棟通りの柱筋となると仮定し、棟通りを軸

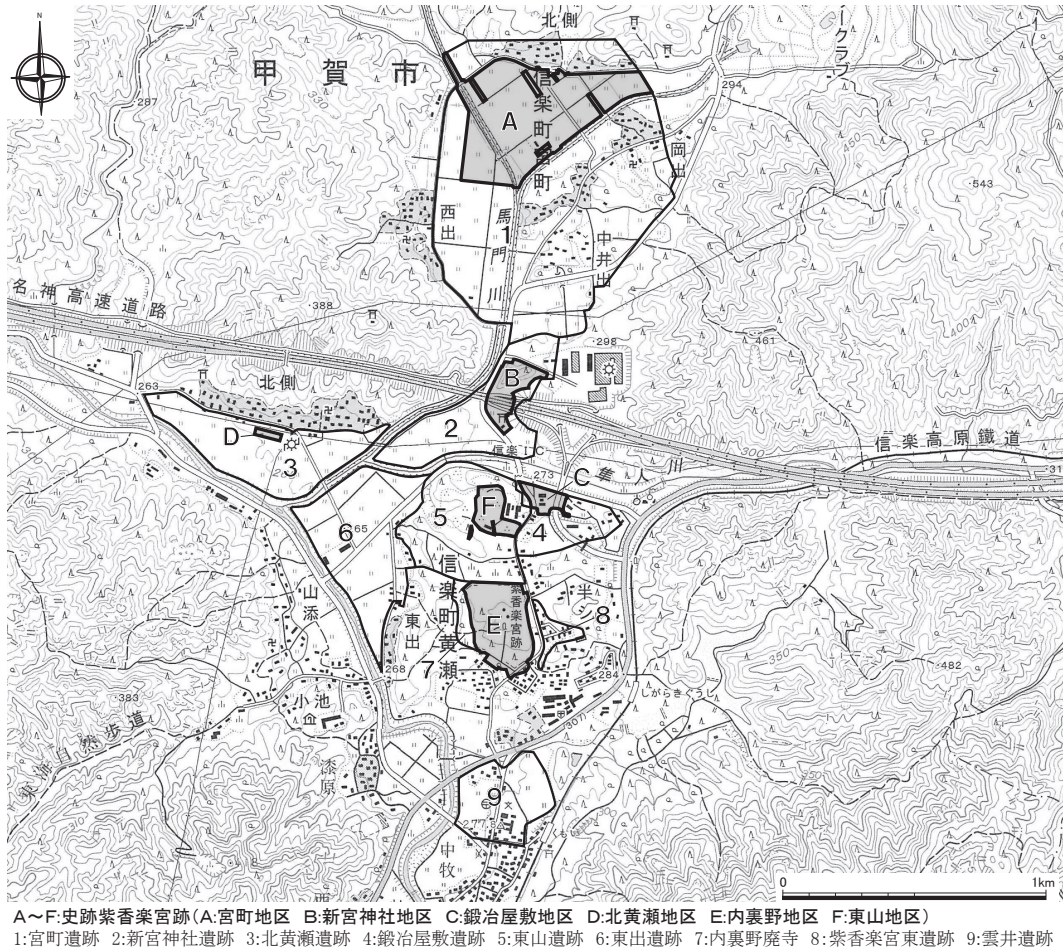


図1 史跡紫香楽宮跡と紫香楽宮跡関連遺跡群

にして北側柱列のP1～6と対称になる位置に南側柱列の柱穴を想定した。図2の平面図に示したA～Fの位置が、これにあたる。

この柱穴想定位置とSD292202の平面的な関係を検討すると、Aでは柱穴の南半分が溝の外となる。また、B～FはSD292202内に入るが、BとDはSD292202の南岸斜面にかかる。平面的にはA・B・Dは検出できた可能性がある。

次に、検出標高を検討する。図2の左下にSB292500とSD292202周辺の標高を示した。この数値は、縮尺20分の1で作成した遺構図に記載された実測値から計算したものである。原図にはミリメートルまでの数値が記されていたが、測定誤差を勘案して、小数点以下第3位を四捨五入し、センチメートルまでの数値で表した。また、図3にSB292500で断面調査を行った柱穴P10・11・12の断面図とともに、それぞれの柱穴底面の標高を示した。この両者を比較することで、SD292202の底面でSB292500の柱穴が検出可能か検証する。

まず、断面調査を行ったP10と、その南側に位置

するDを比較する。P10底面の標高は276.39m、Dの位置でSD292202底面の標高は276.45m(図2の11)。P10底面のほうが低い。P10とDの柱穴底面が同じ標高であったとすれば、SD292202の底でもDを検出できたことになる。一方で、Dの底面の標高がP11やP12と同じ標高だったとすると、検出するのは難しくなる。ただし、上述したように、平面的には検出できた可能性がある。

Bの標高は276.57m(図2の5)で、P10底面よりも高いものの、P11よりも低い。梁行でBと同じ柱筋にあたるP8ではSB292500の柱穴を検出しておらず、同じ柱筋で深さを比較することはできない。P10・11・12の底面標高の平均値276.54mと比較すると、Bの標高はほぼ同じとなる。SD292202の底ではBを検出できなかった可能性がある。ただし、平面的には上述したとおり、検出できた可能性がある。

C・E・Fは、SD292202と完全に重複する位置にある。Cの標高は276.54m(図2の8)、Fの標高は276.19m(図2の14)である。CはP10・11・12の底面標高の平均値と同じで、FはP10の底面よりも低くなるため、

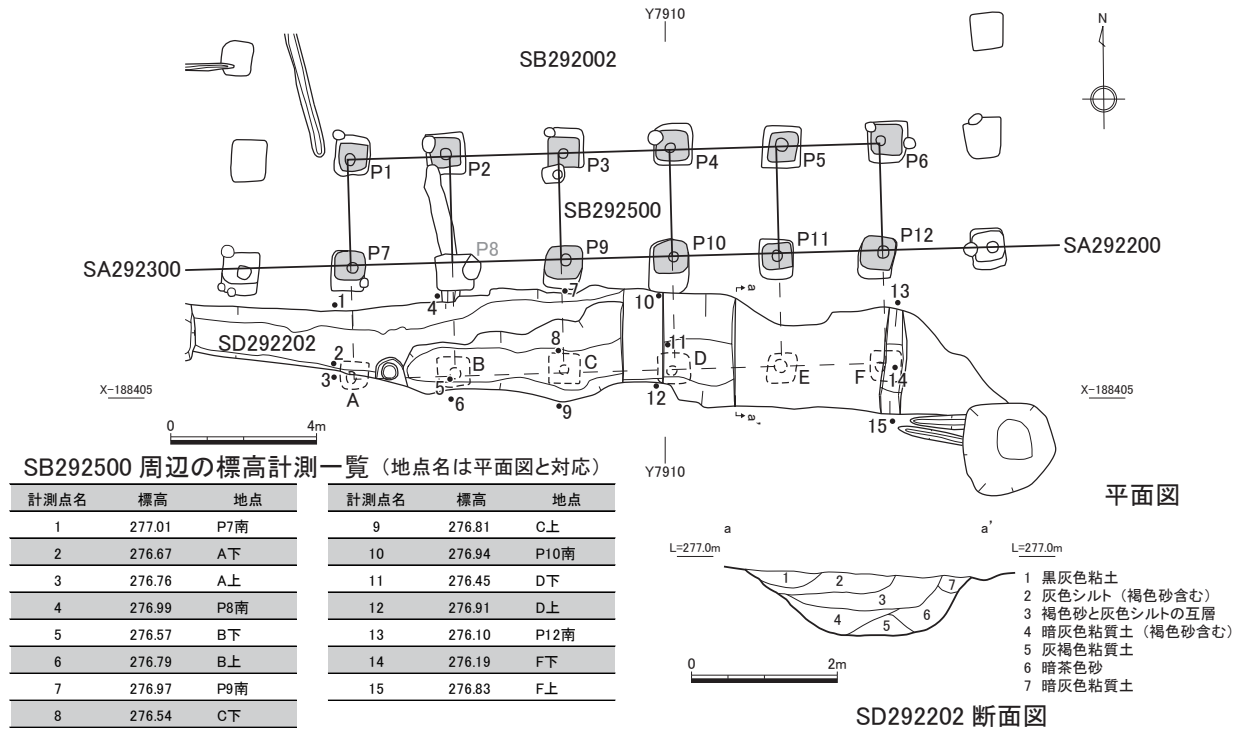


図2 門 SB292500 の南側柱の再検討

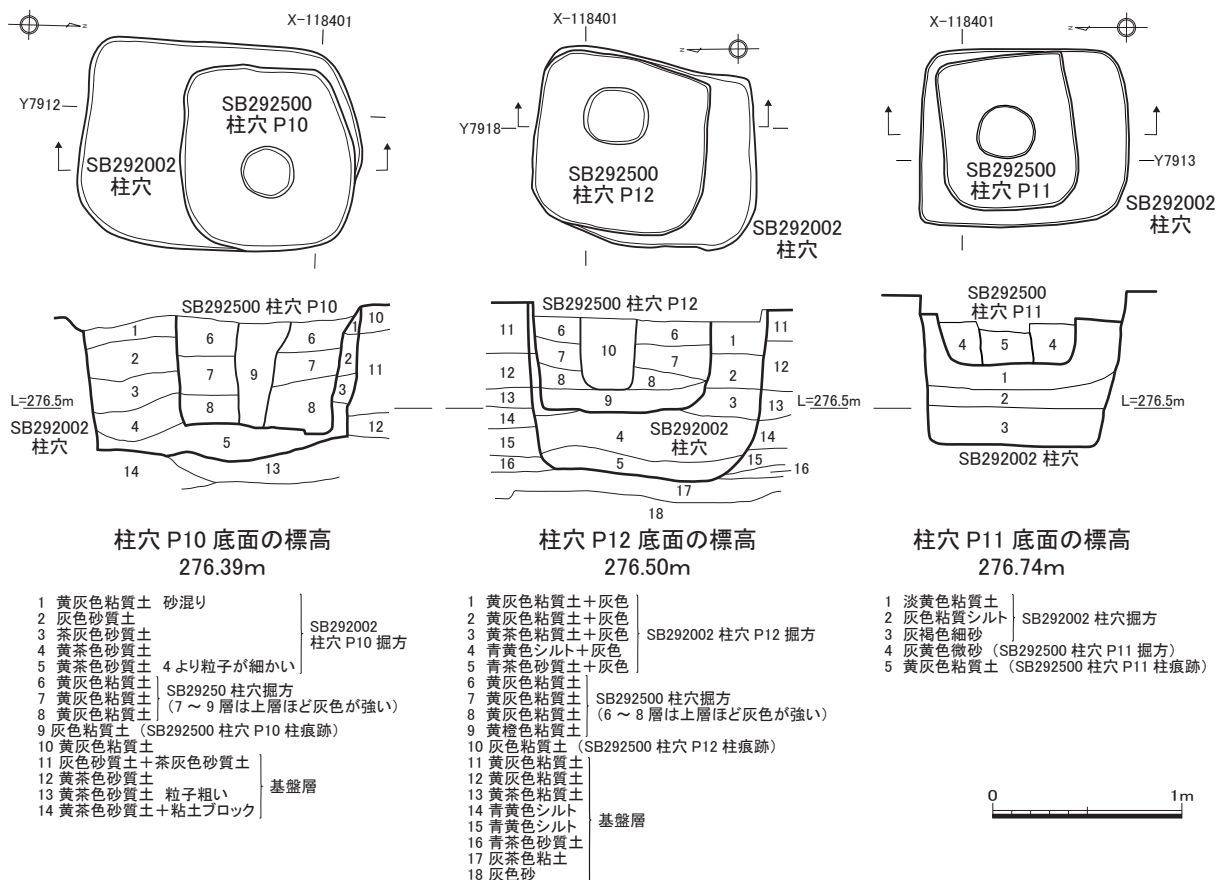


図3 後殿 SB292002・門 SB292500 柱穴平面図・断面図

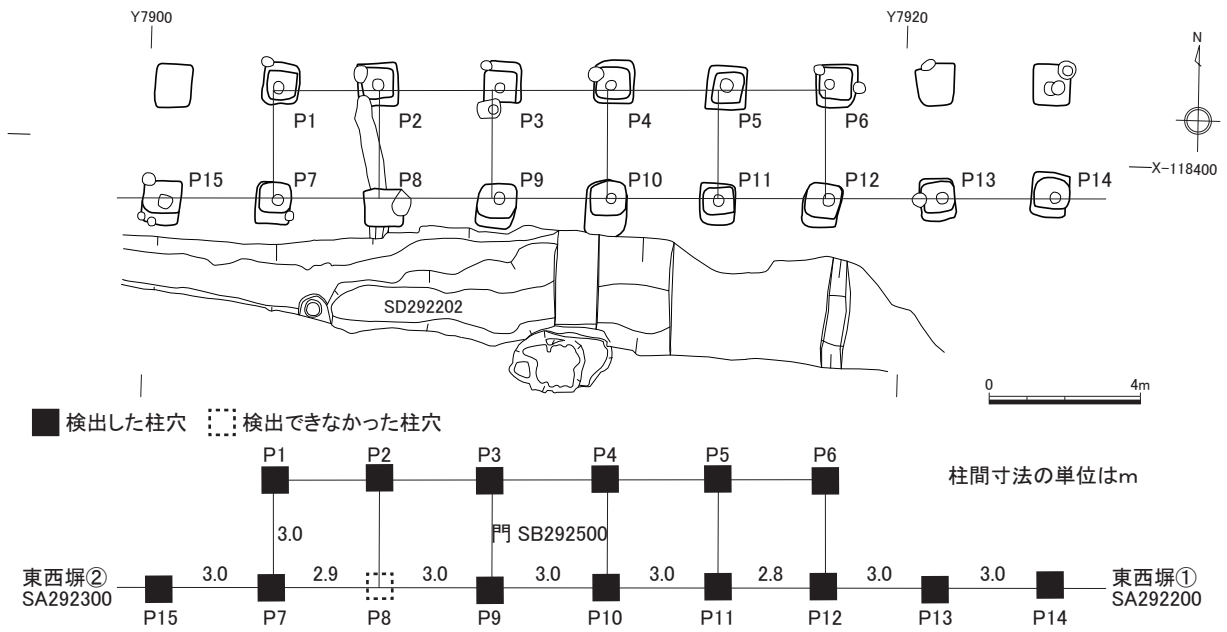


図4 門 SB292500 平面図

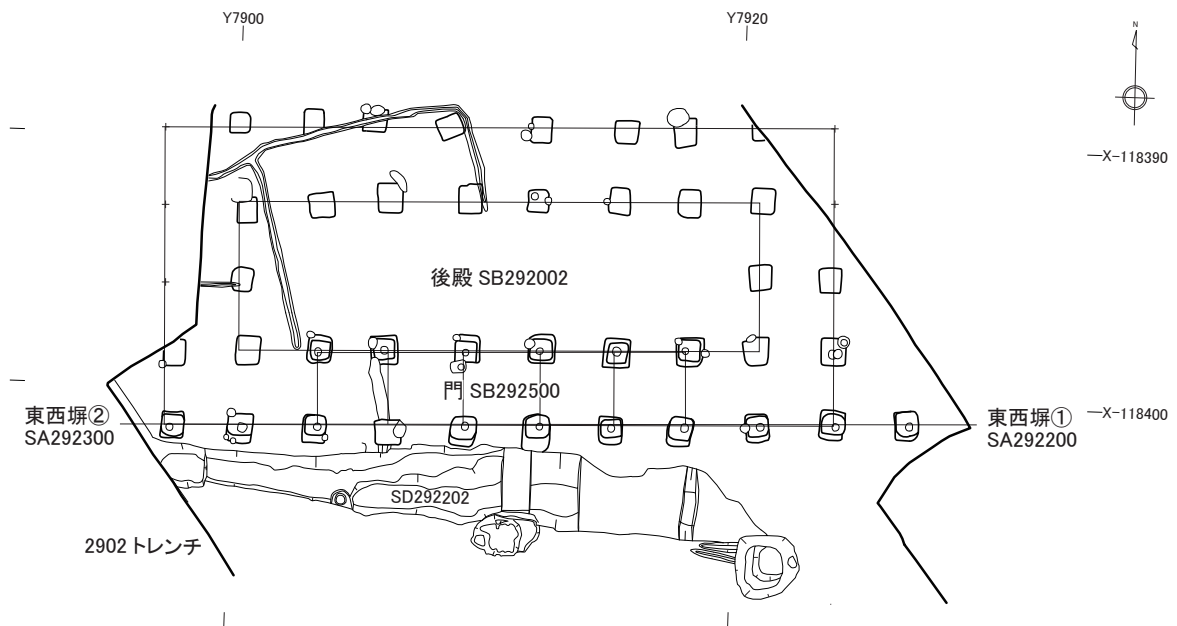


図5 後殿 SB292002 と門 SB292500 の重複

この2地点では柱穴を検出できなかった可能性が高い。EはSD292202を掘り下げていないため、柱穴の残存を推定できない。

最後に、Aは上述したように、柱穴の南半分がSD292202と重複しないため、検出可能であるが、標高についても検討しておく。A付近のSD292202底面の標高は、276.67mである(図2の2)。最も柱穴底面の標高が高いP11とAの底面の標高が同じだった場合、Aを検出できない可能性はあるが、P10・11・12の平均値と比較すると検出できたと考えられる。AもSD292202で削平されたとは断言できない。

以上、SB292500の南側柱の推定位置とSD292202

の関係を検出標高で検討した結果、桁行5間、梁行2間のSB292500の南側柱が、SD292202に削平されたとする見解には矛盾がある。遺構の検出状況から、SB292500は梁行1間の東西棟建物と考えるのが妥当である。

2. 内裏南門の再検討

SB292500の検出状況を再検討した結果、梁行2間ではなく、梁行1間と考えるのが適切という結論に達した。そのうえで、SB292500の様相を確認しておく⁶⁾。

SB292500は、宮町遺跡第29次調査で検出した東で北に2°振れる桁行5間(14.6 m)、梁行1間(3.0 m)

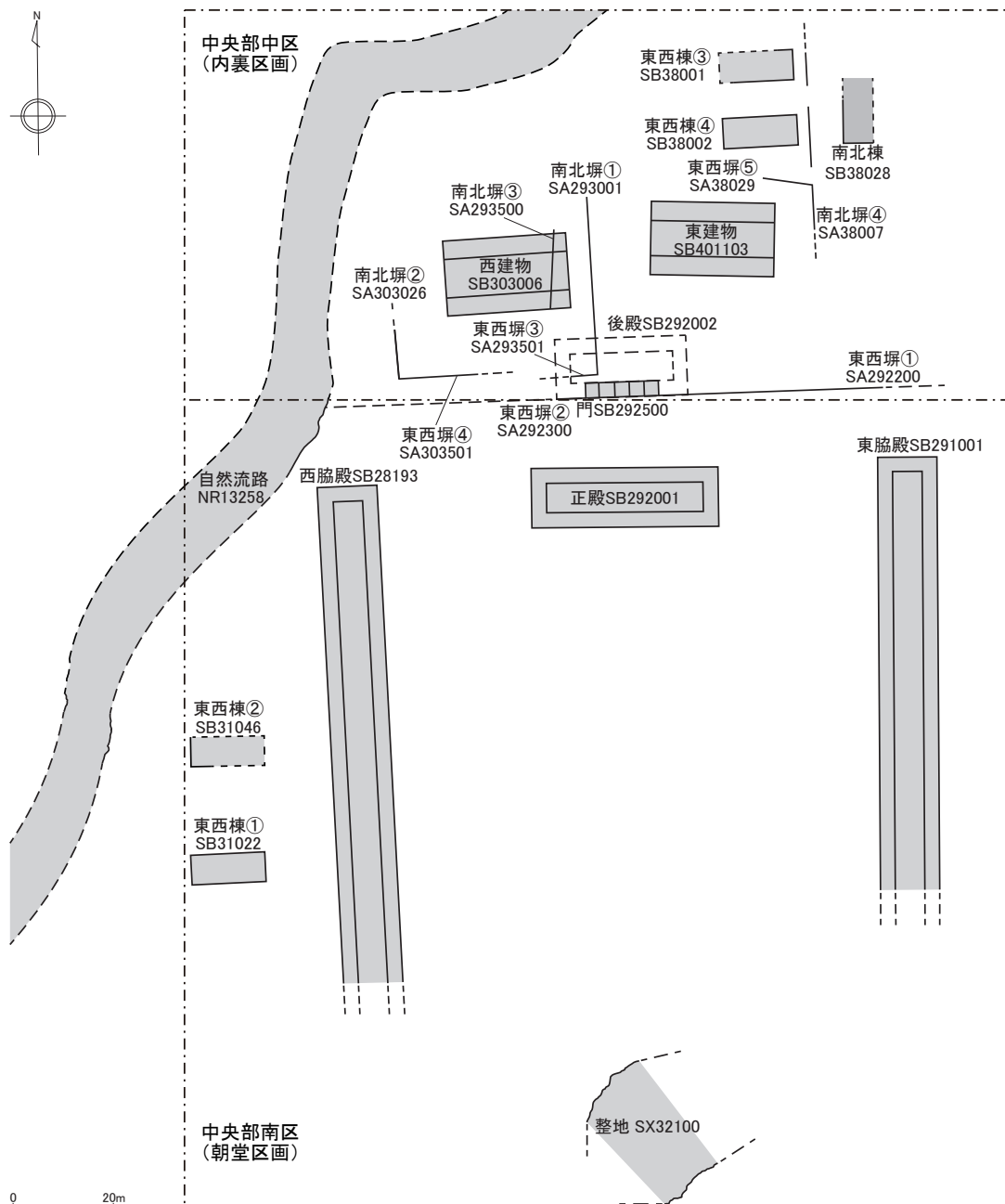


図6 紫香樂宮中心部の遺構配置

表 1 梁行 1 間の門の類例

No.	遺跡名	遺構番号	性格	建物 種類	規模		柱間寸法 (m)	遮蔽施設	取付位置	年代
					間数	総長 (m)				
1	藤原宮	SB7960	内裏東方官衙 B 南門	掘立	3 × 1	7.8 × 4.2	2.6 等間	掘立柱塼	外側柱列	藤原宮期後半
2	藤原京	SB4735	居宅南門	掘立	3 × 1	7.9 × 3.1	2.5~2.9	掘立柱塼	外側柱列	藤原宮造営以前 (7 世紀)
3	平城宮	SB7750B	西宮南門	掘立	5 × 1	14.7 × 5.4	2.4 + 3 + 3.9 + 3 + 2.4	築地	梁行中央	Ⅲ期 (809~824 年)
4	郡山官衙	SB311	門	掘立	3 × 1	4.9 × 2.1	1.5 + 1.9 + 1.5	材木塼	外側柱列	I 期 (7 世紀後半~末葉)
5	下野国府	SB050A	国司館南門	掘立	3 × 1	6.3 × 5.4	2.1 等間	掘立柱塼	梁行中央	C 期 (9 世紀中葉)
6	下野国府	SB050B	国司館南門	掘立	3 × 1	6.6 × 3.6	北 2.4 + 1.8 + 2.4 南 1.8 + 2.4 + 2.4	なし	—	D1 期 (9 世紀後半)
7	下野国府	SB050C	国司館南門	礎石	3 × 1	7.2 × 4.8		なし	—	D2 期 (9 世紀後半~10 世紀)
8	伊賀国府	SB120	国庁南門	掘立	3 × 1	7.6 × 3.2		掘立柱塼	梁行中央	10 世紀後半~11 世紀中葉
9	石神	SB125	門	掘立	5 × 1	11.1 × 3.8	2.2 等間	掘立柱塼	外側柱列	B 期 (7 世紀後葉)
10	下本谷	SB7510	郡庁東門	掘立	3 × 1	4.2 × 2.2	1.4 等間	建物	外側柱列	Ⅱ期 (7 世紀末葉~8 世紀前葉)

の掘立柱東西棟建物である (図 4)。東南隅柱 P12 に東西塼① SA292200 (図 4 の P13・14)、西南隅柱 P7 に東西塼② SA292300 (図 4 の P15) が接続し、SB292500 の南側柱と SA292200・SA292300 が一直線になる。

SB292500 の桁行の柱間寸法は、東端間が 2.8m (9.4 尺)、中央 3 間が 3.0m (10 尺) 等間、西端間が 2.9 m (9.7 尺) と、中央 3 間に比べて両端間がやや短い。梁行の柱間寸法は 3.0 m (10 尺) である。

SB292500 の柱穴は、P8 を除く 11 基を検出した。検出した柱穴は、いずれも後殿 SB292002 の柱穴と重複関係にあり (図 5)、SB292002 より SB292500 が新しい。重複する掘方の規模は、SB292002 が一辺 1.0m 程度、SB292500 が一辺 0.8~0.9m で、SB292002 の掘方の規模が大きく、深さも深い (図 3)。SB292002 は柱痕跡が確認できないが、SB292500 では直径 30cm の柱痕跡を検出している。

また、SB292500 に接続する SA292200 の P13・14、SA292300 の P15 も SB292002 の柱穴と重複し、SA292200・SA292300 が新しい (図 5)。

SB292500・SB292002 と正殿 SB292001 は、14.1m 隔てて中軸線を揃える。さらに、SB292500 と SB292002 は南辺を揃えており、SB292002 の位置を意識して SB292500 を配置したと考えられる (図 6)。その証拠に、両者の柱穴の位置は同じであり、SB292001 との位置関係を重視した結果と推定される。

そのうえで、SB292002 の建設をやめ、SB292500 と SA292200・SA292300 を設置していることから、SB292500 は南側の正殿と東西脇殿が構成する区画と、SB292500 よりも北側の区画を分ける機能を担ったと考えられる。つまり、SB292500 は南側の区画と北側の区画を往来するための門と推定できる。

これら区画の性格は、すでに報告書で検討しており、

正殿と東西脇殿からなる南側の区画を「朝堂区画」、西建物 SB303006 と東建物 SB401003 の 2 棟が中心建物として並立する北側の区画を「内裏区画」に位置づけている (甲賀市教委 2003、187~190 頁)。

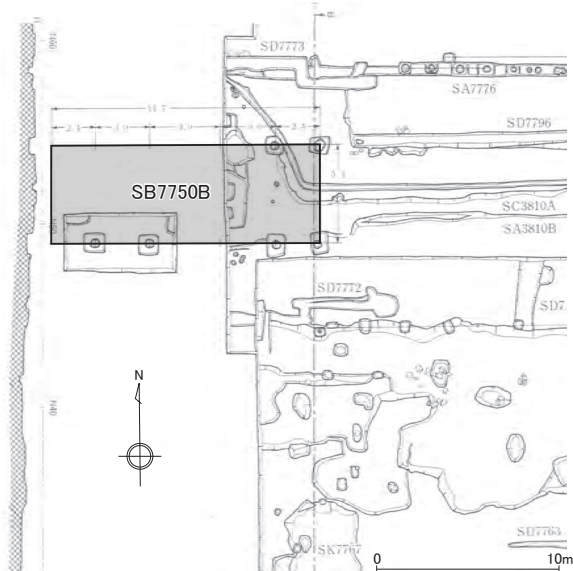
朝堂は政治・儀礼の中心の場であり、内裏は天皇の私的空間である。SB292500 の性格を考えるにあたり、朝堂区画の北門と内裏区画の南門のいずれと捉えるかが問題となる。SB292500 の場合、北に内裏区画、南に朝堂区画があり、門のすぐ南側には正殿 SB292001 が位置する。上述したように、SB292001 と SB292500 は中軸を揃えて南北に並んでおり、天皇が内裏区画から朝堂区画の正殿へ出御する際に通る門と推定される。このことから考えると、SB292500 は内裏区画の南門に位置づけるのが妥当と言えよう。

3. 梁行 1 間の門

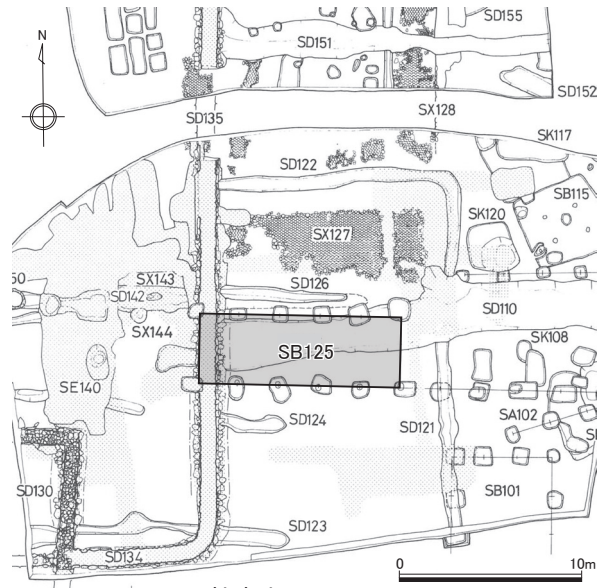
SB292500 が紫香樂宮の内裏南門であるとすれば、梁行 1 間の門というのは異質な感じがある。そのため、古代の都城や官衙における梁行 1 間の門の事例を確認し、SB292500 と比較してみたい。

表 1 に古代の都城や官衙における桁行 3 間以上、梁行 1 間の門の事例を示した⁷⁾。このうち、宮町遺跡 SB292500 と同じ、桁行 5 間、梁行 1 間の門は平城宮 SB7750B と石神遺跡 SB125 である (図 7)。

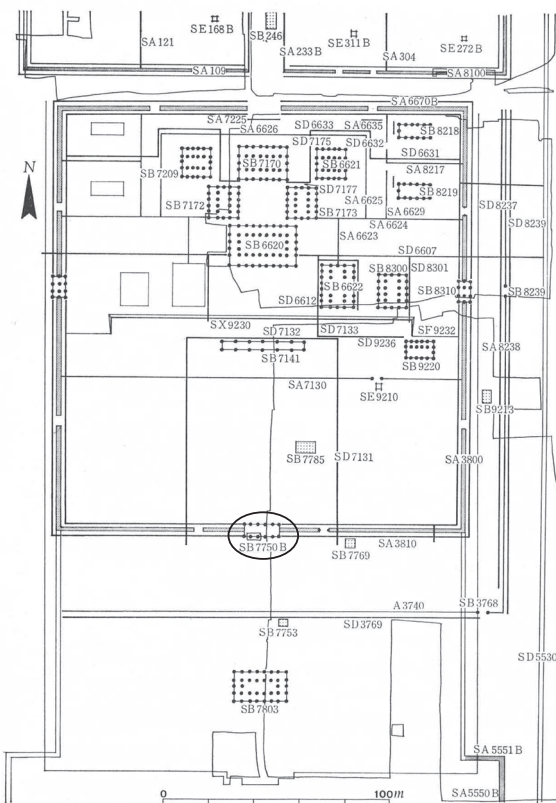
平城宮 SB7750B は西宮の南門で、Ⅲ期 (809~824 年) に位置づけられている (奈文研 1981、53~54 頁)。桁行 5 間 (14.7m)、梁行 1 間 (5.4m) の規模をもつ掘立柱東西棟建物である。桁行の柱間寸法は、中央間が 3.9m (13 尺)、その両脇が 3.0m (10 尺)、両端間が 2.4m (8 尺) と推定されている。掘方の規模は 1m 内外で、柱痕跡は 50cm。非常に太い柱であったと考えられる。門に接続する遮蔽施設は築地で、梁行の中央に取りつく。



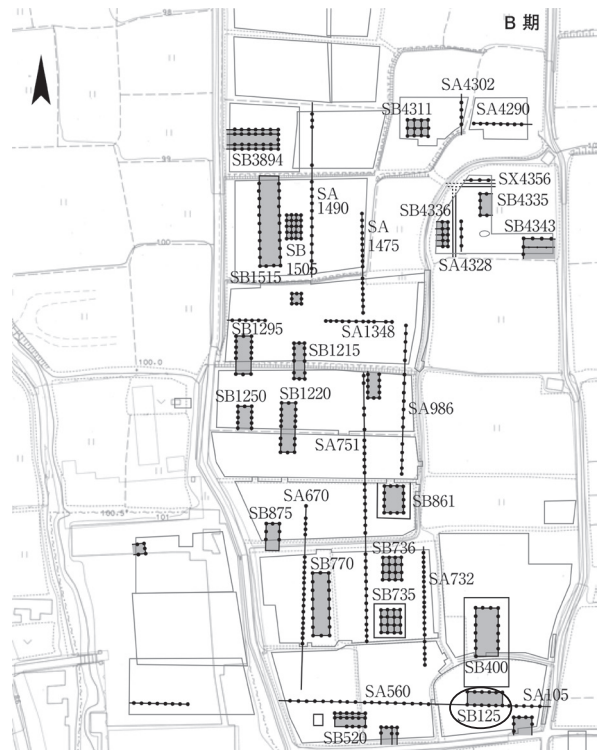
平城宮 SB7750B 平面図



石神遺跡 SB125 平面図



平城宮西宮Ⅲ期の遺構配置 (○囲みが SB7750B)



石神遺跡 B 期の遺構配置 (○囲みが SB125)

図 7 平城宮西宮と石神遺跡の門

宮町遺跡 SB292500 と比較すると、桁行の規模はほぼ同じであるが、梁行の規模は平城宮 SB7750B が大きい。また、SB292500 は中央 3 間が 3.0m (10 尺) 等間であるが、平城宮 SB7750B は中央間が広く、脇間が中央間より狭い。遮蔽施設の取りつく位置も、宮町遺跡 SB292500 が外側柱列であるのに対して、平城宮 SB7750B は梁行中央に取りつく点が異なる。

石神遺跡 SB125 は、7 世紀後半の B 期に位置づけられている (奈文研 1982、58-60 頁)。桁行 5 間 (11.1m)、梁行 1 間 (3.8m) の規模をもつ掘立柱東西棟建物である。桁行の柱間寸法は 2.2m 等間。掘方の規模が一辺 1.8m で大きい、柱痕跡は 20cm である。門に接続する遮蔽施設は掘立柱塀で、外側柱列に取りつく⁸⁾。

宮町遺跡 SB292500 と比較すると、SB292500 が、桁行規模では 3.5m 大きいものの、梁行規模では 0.8m 小さい。また、桁行の柱間寸法では、石神遺跡 SB125 が等間となるのに対して、宮町遺跡 SB292500 は中央 3 間が広い。掘方の規模は、宮町遺跡 SB292500 より石神遺跡 SB125 が大きい、柱痕跡は、石神遺跡 SB125 より宮町遺跡 SB292500 が 10cm 太い。遮蔽施設は両者とも外側柱列に取りつく。

以上のように、宮町遺跡 SB292500、平城宮 SB7750B、石神遺跡 SB125 には類似点もあれば、相違点もある。ただし、いずれの門も掘立柱東西棟建物であり、区画の南門として機能した点は共通する。平城宮 SB7750B は平安時代初期の遺構ではあるが、西宮の正面の門であり、梁行 1 間の門でも中心区画の門になり得る事例である。紫香楽宮の内裏南門に位置づけた SB292500 も、梁行 1 間の門として成立すると考えられる。

おわりに

SB292500 は、紫香楽宮の中心部を構成する重要な内裏南門に位置づけられる。都城や官衙の中心区画の門は、梁行 2 間が一般的と考えられ、特に中枢部となれば、桁行 5 間や桁行 7 間の規模の大きな門の事例が多い (青木 2010)。

しかし、宮町遺跡 SB292500 は梁行 1 間とするのが妥当であり、平城宮 SB7750B や石神遺跡 SB125 のように桁行 5 間、梁行 1 間の門の事例もある。また、表 1 で示したように、桁行 3 間、梁行 1 間の門も複数の事例が確認されており、都城や官衙においても梁行 1 間の門が存在する可能性は十分に考えられる。今後、事例が増加することを期待したい。

宮町遺跡については、長年、発掘調査が実施されてきたが、その調査成果が十分に公表できているとは言

えない。今後も調査成果を検討することで、現在の解釈が変わる可能性もあるが、その検討過程も含めて提示し、紫香楽宮の研究がさらに進展することを願いたい。

謝辞

本稿は、報告書 I の作成過程で検討した内容を述べたものである。報告書 I の作成にあたっては、甲賀市史跡紫香楽宮跡調査整備委員会の専門委員の方々にご尽力いただいた。また、SB292500 の再検討には、同僚である渡部圭一郎氏に協力いただいた。ここに記して謝意を表したい。

注

- 1) 現在は、史跡名称とは別に、埋蔵文化財包蔵地として「内裏野麿寺」とも名づけている。
- 2) 報告書 I (甲賀市教委 2023) の刊行以前には、宮町遺跡の中心部の遺構について、詳細に報告したものは確認できず、『甲賀市史』などで概要が示されている程度である (鈴木 2013)。中心部以外の発掘調査成果の一部は、概要が報告されている (信楽町 1989・1990・1994 甲賀市 2008・2013 滋賀県教委 2001)。
- 3) 桁行 5 間、梁行 2 間の「五間門」は、宮都ではもっとも格式の高い門とみられおり (山中 2007)、SB292500 の構造を考える際に、紫香楽宮の中心部の門であることを考慮し、桁行 5 間、梁行 2 間の門と結論づけた可能性は否定できない。
- 4) SB292500 を検出した宮町遺跡第 29 次調査の記者発表資料には桁行 5 間、梁行 2 間の門として報告されているが、南側柱列が検出されていないことに対する記述はない (信楽町教委 2001)。
- 5) 鈴木良章氏のご教示による。
- 6) SB292500 の様相は、報告書より引用した (甲賀市教委 2023、100-101 頁)。柱穴番号は、1 において検出状況の再確認に用いた番号と同じ番号とした。したがって、本稿での柱穴番号の表記は、報告書 I の表記と異なる。
- 7) 表 1 に示した事例は、奈文研 2010 より抜粋した。奈文研 2010 には桁行 1 間、梁行 1 間の門の事例も多く掲載されているが、この場合、規模の小さい門となるため、今回の比較対象からは除外した。
- 8) SB125 を検出した調査区を奈良文化財研究所が再発掘を行ったが、その現地説明会資料には門の記載がなく、複数の東西塀を検出したと報告されて

いる(奈文研 2024)。この点は、今後の調査報告を注視する必要がある。

引用文献

- 青木敬 2010「飛鳥・藤原地域における 7 世紀の門遺構 — 石神遺跡・飛鳥京跡・藤原宮跡などの調査事例 —」『官衙と門 報告編』第 13 回古代官衙・集落研究会報告書 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 pp.11-25
- 甲賀市教育委員会 2008『紫香楽宮跡関連遺跡発掘調査概報 甲賀市・宮町遺跡』甲賀市教育委員会
- 甲賀市教育委員会 2013『平成 24 年度 市内遺跡発掘調査報告書』甲賀市教育委員会
- 甲賀市教育委員会 2023『史跡紫香楽宮跡(宮町地区)発掘調査報告書』I 甲賀市教育委員会
- 滋賀県教育委員会 2001『平成 11 年度 滋賀県埋蔵文化財調査年報』滋賀県教育委員会
- 信楽町教育委員会 1989『宮町遺跡発掘調査報告書 I — 紫香楽宮関連遺跡 —』信楽町教育委員会
- 信楽町教育委員会 1990『宮町遺跡発掘調査報告書 II — 紫香楽宮関連遺跡 —』信楽町教育委員会
- 信楽町教育委員会 1994『平成 5 年度 遺跡発掘事前総合調査事業にかかる 紫香楽宮関連遺跡発掘調査』信楽町教育委員会
- 信楽町教育委員会 2001『宮町遺跡第 29 次発掘調査記者発表資料』信楽町教育委員会
- 鈴木良章 2004「紫香楽宮関連遺跡の調査 — 宮町遺跡の発掘調査を中心に —」『論集 東大寺創建前後』ザ・グレイトブッダ・シンポジウム論集第 2 号 東大寺 pp.14-24
- 鈴木良章 2013「史跡紫香楽宮跡 宮町地区」『甲賀市史 第 5 巻 信楽焼・考古・美術工芸』甲賀市 pp.245-254
- 奈良国立文化財研究所 1982『平城宮発掘調査報告 XI 第一次大極殿地域の調査』奈良国立文化財研究所 30 周年記念学報(学報第 40 冊) 奈良国立文化財研究所
- 奈良国立文化財研究所 1982「飛鳥浄御原宮推定地の

調査」『飛鳥・藤原発掘 調査概報』12 奈良国立文化財研究所 pp.47-61

- 奈良国立文化財研究所 1990『年輪に歴史を読む — 日本における古年輪学の成立 —』奈良国立文化財研究所学報第 48 冊 奈良国立文化財研究所
- 奈良文化財研究所「石神遺跡(第 21 次)の調査 — 第 156 次」『奈良文化財研究所紀要』2009 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 pp.76-85
- 奈良文化財研究所 2010『官衙と門 資料編』第 13 回古代官衙・集落研究会 報告書 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
- 奈良文化財研究所 2024『石神遺跡第 1 次調査区の再発掘(飛鳥藤原第 214 調査現地説明会資料)』独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所都城発掘調査部
- 肥後和男 1931『紫香楽宮址の研究』滋賀県史蹟調査報告第 4 冊 滋賀県保勝會
- 山中敏史 2007『古代官衙の造営技術に関する考古学的研究』平成 15 年度～平成 18 年度科学研究費補助金(基礎基盤(B))研究成果報告書 独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所

図表出典

- 図 1 甲賀市教委 2023 の図 1 を引用
- 図 2 筆者作成
- 図 3 甲賀市教委 2023 の図 48 に加筆
- 図 4 甲賀市教委 2023 の図 55 を引用・改変
- 図 5 甲賀市教委 2023 の図 47 を引用・改変
- 図 6 甲賀市教委 2023 の図 95 を引用
- 図 7 平城宮 SB7750B 平面図: 奈文研 1982 の PLAN14 を一部抜粋・加筆
- 石神遺跡 SB125 平面図: 奈文研 1982 の 56 頁「石神遺跡遺構配置図」を一部抜粋・加筆
- 平城宮西宮Ⅲ期の遺構配置: 奈文研 1981 の fig.105 に加筆
- 石神遺跡 B 期の遺構配置: 奈文研 2009 の図 90 を一部抜粋・加筆

